

新潟県市町村総合事務組合公報

号外

令和 2 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合

目 次

訓 令	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合事務決裁規程の一部改正	1
2 新潟県市町村総合事務組合職員の人事評価実施規程の一部改正	3
3 新潟県市町村総合事務組合職員健康管理決裁規程の一部改正	5
4 新潟県市町村総合事務組合の一般職に属する職員等に係る負担金 相当額に関する規程の一部改正	5

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第 1 号

事務局

新潟県市町村総合事務組合事務決裁規程（平成 17 年訓令第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

令和 2 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

新潟県市町村総合事務組合事務決裁規程の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表第2（第3条関係） 各課及び所の事務に係る事項					別表第2（第3条関係） 各課及び所の事務に係る事項						
1 総務退職課					1 総務退職課						
項目	決裁責任者				合議先	項目	決裁責任者				合議先
	管理者	事務局長	事務司次長	課長又は 所長代理			管理者	事務局長	事務司次長	課長又は 所長代理	
1・2（略）					1・2（略）						
3（略）					3（略）						
(1)・(2)（略）					(1)・(2)（略）						
(3) <u>一般職の非常勤職員の報酬格等 の決定に関すること。</u>					(3) <u>特別職の職員の報酬格等の決定 に関すること。</u>						
(4)～(7)（略）					(4)～(7)（略）						
4（略）					4（略）						
(1)・(2)（略）					(1)・(2)（略）						
					(3) <u>特別職の職員の任免に関するこ と。</u>						
(3)～(19)（略）					(4)～(20)（略）						
5・6（略）					5・6（略）						

新潟県市町村総合事務組合訓令第 2 号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員の人事評価実施規程（平成 28 年訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

令和 2 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

新潟県市町村総合事務組合職員の人事評価実施規程の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 2 条関係）その 3 人事評価記録書（主査、主任、主事、 <u>専門員</u> ） （略）	別表第 1（第 2 条関係）その 3 人事評価記録書（主査、主任、主事） （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第 1（第 2 条関係）その 3 の次に次の表を加える。

人事評価記録書(会計年度任用職員) - 新潟県市町村総合事務組合 -

評価期間	年 月 日 ~ 年 月 日	被評価者	所属:	職名:	氏名:
期首面談	年 月 日	1次評価者	所属・職名:	氏名:	1次評価記入日: 年 月 日
期末面談	年 月 日				

(I 能力評価)

評価項目及び行動	自己申告 (コメント:必要に応じ)		1次評価者 (所見) (評点)	
	<倫理> ① 服務規程を遵守し、業務に取り組んでいる。 ② 業務に必要な知識・技術を有しており、職務遂行にあたって特に留意すべき問題がない			

(II 業績評価)

番号	業務内容	目標	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)	1次評価者	
				(所見)	(評点)
1					

【全体評点等】

1次評価者

別表第2（第4条関係）を次のとおり改める。

別表第2（第4条関係）

被評価者	一次評価者	二次評価者	確認者
会計年度任用職員	課長	—	—
主事、主任、主査、係長、副参事、課長補佐、専門員	課長	事務局次長	事務局長
課長、参事	事務局次長	事務局長	事務局長
事務局次長	事務局長	事務局長	事務局長

新潟県市町村総合事務組合訓令第3号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員健康管理決裁規程（平成25年訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

新潟県市町村総合事務組合職員健康管理決裁規程の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(嘱託等の健康の確保) 第12条 一般職の非常勤職員に関する健康管理の取扱いについては、職員に準ずるものとする。	(嘱託等の健康の確保) 第12条 <u>特別職の嘱託及び</u> 一般職の非常勤職員に関する健康管理の取扱いについては、職員に準ずるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新潟県市町村総合事務組合訓令第4号

事務局

新潟県市町村総合事務組合の一般職に属する職員等に係る負担金相当額に関する規程（平成18年訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年4月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

新潟県市町村総合事務組合の一般職に属する職員等に係る負担金相当額に関する規程の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が、組合の一般職に属する職員（以下「職員」という。）及び組合の議会議員に関して、新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）第3条に規定する事務を処理する場合に負担すべき経費（以下「負担金相当額」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当負担金相当額)</p> <p>第2条 職員の退職手当に係る負担金相当額については、新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例（平成16年条例第23号）の例による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が、組合の一般職に属する職員（以下「職員」という。）、<u>組合の特別職の嘱託</u>及び組合の議会議員に関して、新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）第3条に規定する事務を処理する場合に負担すべき経費（以下「負担金相当額」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当負担金相当額)</p> <p>第2条 <u>職員及び組合の特別職の嘱託</u>の退職手当に係る負担金相当額については、新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例（平成16年条例第23号）の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。